

# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 (当協会の支援策まとめ)

## 1 信用保証利用限度額

一般保証 (2.8億円)	+	セーフティネット保証 (2.8億円)	+	NEW 危機関連保証 (2.8億円)
※通常ご利用いただいている保証		ア 4号保証:100%保証 (指定地域)全都道府県 (指定期間)令和2年6月1日迄 ・令和2年3月2日 市制度拡充 イ 5号保証:80%保証 (指定業種)508業種 NEW 316業種を追加 (指定期間)令和2年3月31日迄		ア 危機関連保証:100%保証 (全国・全業種) (指定期間)令和3年1月31日迄 令和2年3月13日 市制度拡充 令和2年4月1日 県制度創設

## 2 認定基準(市町村へ申請)

### セーフティネット保証

#### ア セーフティネット保証4号(突発的事由)

次の**いずれにも**該当すること。

- ◆ 指定地域において**1年間以上継続して事業**を行っていること。
- ◆ 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として**最近1か月の売上高等**が前年同月に比して**20%以上減少**しており、かつ、その後2か月を含む**3か月間**の売上高等が前年同期に比して**20%以上減少**することが見込まれること。

#### イ セーフティネット保証5号(不況業種)

次の**いずれかに**該当すること。

- ◆ **指定業種に属する事業**を行っており、**最近3か月間**の売上高等が前年同期比で**5%以上減少**。  
 ※時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近売上高等の減少と売上高見込を含む3か月間の売上高等の減少でも可。  
 (例)2月の売上高実績+3月、4月の売上高見込。
- ◆ 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

### 危機関連保証

次の**いずれにも**該当すること。

- ◆ 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること。
- ◆ 経済産業大臣が認める日(令和2年2月1日)以降において、原則**最近1か月の売上高等**が前年同月に比して、**15%以上減少**しており、かつ、その後の2か月間を含む**3か月間**の売上高等が前年同期に比し、**15%以上減少**が見込まれること。

≪認定基準については、**3月13日より創業1年未満の方**へも**弾力的に取り扱う**こととなりました≫  
 ≪認定基準の詳細につきましては、各市町村へお問い合わせ願います≫

# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 (当協会の支援策まとめ)

## 3 県融資制度、鹿児島市中小企業融資制度の概要

### セーフティネット保証

制度種類	協会制度 経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	鹿児島県融資制度 セーフティネット対応資金	鹿児島市中小企業融資 経営安定化資金 (セーフティネット保証対応)
保証限度額	運転・設備資金 2億8,000万円 (無担保扱額8,000万円まで)	運転資金 2,000万円 設備資金 3,000万円	運転・設備資金 3,000万円
保証期間	運転・設備資金10年	運転資金7年, 設備資金10年	運転資金7年, 設備資金10年
保証料率 4号	年0.87%	年0.00% (令和2年3月承諾分まで) 年0.65% (令和2年4月承諾分以降)	年0.00%
保証料率 5号	年0.80%	年0.62%	年0.16%
貸付利率	金融機関の所定利率	1年以内 年1.6%※ 1年超3年以内 年1.8%※ 3年超5年以内 年1.9%※ 5年超7年以内 年2.1%※ 7年超10年以内 年2.2%※	1年以内 年1.6% 1年超3年以内 年1.8% 3年超5年以内 年1.9% 5年超7年以内 年2.1% 7年超 年2.2%

※ 県セーフティネット対応資金4号については、県が3月保証承諾分まで0.2%を別途利子補助(1年間)。そのうち、500万円以下の利用者については、3か月間に限り全額利子補助。

### 危機関連保証

#### (2) 危機関連保証

制度種類	協会制度 危機関連保証	鹿児島県融資制度 新型コロナウイルス関連 緊急経営対策資金 令和2年4月1日受付開始	鹿児島市中小企業融資 経営安定化資金 (危機関連保証対応)
保証限度額	運転・設備資金 2億8,000万円 (無担保扱額8,000万円まで)	運転資金 4,000万円	運転・設備資金 3,000万円
保証期間	運転・設備資金10年	運転資金7年	運転資金7年, 設備資金10年
保証料率	年0.80%	年0.00%	年0.00%
貸付利率	金融機関の所定利率	1年以内 年1.4%※ 1年超3年以内 年1.6%※ 3年超5年以内 年1.7%※ 5年超7年以内 年1.9%※	1年以内 年1.4% (1.6%) 1年超3年以内 年1.6% (1.8%) 3年超5年以内 年1.7% (1.9%) 5年超7年以内 年1.9% (2.1%) 7年超 年2.0% (2.2%)

- ※1 県新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金については、県が0.2%を別途利子補助(1年間)。そのうち、500万円以下の利用者については、3か月間に限り全額利子補助。さらに、同資金につき、鹿児島市は、県の利子補助を控除した額を全額利子補助(1年間、上限30万円)。
- ※2 ( )内の貸付利率は3月中のもの、4月より金利引き下げ。

(鹿児島市による経過措置)

3月中に鹿児島市中小企業融資の経営安定化資金(セーフティネット保証4号対応、危機関連保証対応)を利用した中小企業・小規模事業者に対しては遡って利子補助を実施(1年間、上限30万円、但し設備資金は除く)。

## 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 (当協会の支援策まとめ)

### 4 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障が生じておられる県内の中小企業・小規模事業者の皆様からの相談に対応するため、当協会においては、以下のとおり経営相談窓口を設置しております。

- ア 保証申込み等に関する相談  
保証部 電話番号 099-223-0271
  - イ 条件変更(返済条件の緩和)等に関する相談  
経営支援部 電話番号 099-223-0274
- ※開所時間9:00~17:15(土日、祝日は除く)迄  
※3月7日(土)より当面の間、休日電話相談9:00~17:00

### 5 当協会の審査も事業者の方々に最大限配慮いたします。

- (1)資金繰り表等の提出は、真に必要な場合のみに限定するなど提出書類を簡素化し、スピーディーな審査を実現します。
- (2)赤字、債務超過先や貸出条件緩和先に対しても、実情に応じた最大限の配慮を行います。